

小河滋次郎の労働保護思想について

—救貧思想・児童保護思想との関係から—

東洋大学大学院博士後期課程 益田幸辰 (会員番号 004901)

キーワード：小河滋次郎・労働保護思想・児童保護思想

1. 研究目的

本報告は、小河滋次郎の労働保護思想について、彼の救貧思想ないし児童保護思想との関係から検討し、その特徴を考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

小河の労働保護思想の代表的な先行研究として遠藤興一の研究が挙げられる。遠藤は小河の労働保護思想について、主に次の三点にまとめている。第一に労働者の地位が著しく低く、労働ないし労働者は賤しいものであるという観念が支配的であり、それは改められるべきであるとした点、第二に少年の労働環境に関して、その悲惨さを問題視し、救済事業がその改善に取り組む必要があると考えていた点、第三に労働者の保護について、その責任は行政にあり、具体的にその保護を進める役割があるとし、この考えは工場法成立という方向性をもつに至ったとする点であると述べている(遠藤 1982: 55-61)。この指摘は小河の労働保護思想の特徴をとらえているが、彼の救貧思想や児童保護思想との関係という視点から見ると、その分析・検討が十分になされているのか疑問である。そこで本報告では、小河の労働保護思想を、彼の救貧思想や児童保護思想との関係という視点で検討する事によって、その特徴の一端を明らかにしたいと考える。研究の方法は小河の原典を基に先行研究を分析検討し進める。なお、資料引用のさいには、旧字・異体字などを適宜改めた。

3. 倫理的配慮

「研究倫理指針」に従い、他説を引用する際や引用において細心の注意を払った。

4. 研究結果

まず、小河は救済事業の対象が、以前のような「鰥寡孤独」のみに限らず労働能力ある失業者や労働者の保護問題まで拡大されてきていると捉えていた(小河 1913b: 15-16)。具体的に労働者の状況について小河は「職工又は工業労働者の地位の概して甚だ不安定なるを免かれざる所以である」(小河 1916c: 13)とし、「地位不安定なれば、収入もまた従て不確実ならざるを得ぬ」と述べ「解傭の為に全く糧道を絶たしめらるゝに至るもの少くない」(小河 1916c: 14)とする。その結果「落伍者は又は劣敗者として一跌復た起つ能はざる悲境に沉淪する者の、特に彼らの社会より送り出されたるゝことの最も多き所より之を見れば、その境遇は寧ろ衆魔外道の咀ふ所と為って居ると称してよいと思う」(小河 1916c: 15)と指摘している。もちろん労働者がすべてこのような状況にあるわけでもないが「少なくとも其の最多数の者は、普通市民とプロレタリアールとの境界線上に立脚し、中にはすでに片脚をプロレタリアールに踏み込んで居る者もある」(小河 1916c: 15-16)と述べ、このよう

な労働者が増加することは「其れ自体として既に近代的救済保護の対象となるべき所謂窮民なるものゝ激増を促す主因」（小河 1916c : 16）となると論じている。このような点から労働者と窮民の関係を説明し、それゆえ「労働者の保護救済に関する公私各般の施設の実行せらるゝもの多きを見るに至りたる」（小河 1916c : 16）と指摘しているのである。また、この労働問題について具体的に何が問題であるかという点については、欧米諸国と比較して「体格矮小健康不良に外ならざる」（小河 1916a : 14-15）と述べている。なかでもその典型が「殊に其の多数を占むるものは女工即ち是也」とし、その状況は「衛生的設備の不完全なる工場内に在って而も非衛生的なる使役法の下」で「機械的労働に従事」し（小河 1916a : 16）、「悲惨なる我が五十万に余る女工の健康状態を現出するに至らしめた」（小河 1916b : 8）と論じている。そして「職工の家庭殊に工場生活を営みつゝある婦女を母とする家庭において、乳児死亡率の非常に高き事実あるを見る」（小河 1916b : 11）と、その状況を防止するための施策を考える必要があると結論づけている。以上の文脈から、小河の労働保護思想と児童保護思想との間に何らかの関係が存在していたことが見出せる。

また、小河は児童労働の理由について「貧家の父兄が其幼弱なる子弟の労働能力を利用すること因て生活難の幾分を軽からしめんと欲する」が「児童の労働に因て得る所の賃銀は幾何ぞ、多くとも一日、僅かに二十銭内外を出でざるの小額に過ぎんのである」（小河 1913a : 7）とし、この小額により児童の健康や智徳を損なうことになる」と述べている。さらに小河は、「義務教育の励行を努むると称する我国に於て、今尚ほ貧困に基く多数の不就学者あり、而かも其多くの可憐児が教養保護の働きを破壊する所の労働虐使の悲境に遺棄せしめられつゝあるを顧みる所なしと云ふは如何にも辻褄の合はぬ咄であって実に盛代今日の一大欠点なり」（小河 1913a : 11）とし、労働保護思想と児童保護思想ないし救貧思想の関係について述べている。

5. 考 察

小河は労働者の激増が労働問題を引き起こすと同時に、救済保護の対象である窮民の激増を招くと指摘している。このことは労働に関する諸問題を労働保護思想と救貧思想という二つの側面から捉えようとしていることを示している。また、欧米諸国と比較して労働者の体力がなく健康不良である点については、その典型例が女工であるとし、その家庭では乳児の死亡率が非常に高いことを指摘している。このように、貧困による児童の不就学とその健康を損なう労働の問題を包括的に把握していた点は、小河の特徴と言える。小河の労働保護に関する主張は、救貧思想・児童保護思想と有機的な関係を持ちながら、独自の立脚点から展開されていたと報告者は考える。

<引用文献>

遠藤興一(1982)「開明官僚と社会事業(四)―小河滋次郎の生涯と思想」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』331、小河滋次郎(1913a)「少年労働の保護」『救済研究』1巻1号、(1913b)、同(1913b)「救済の要義」『救済研究』1巻5号、同(1916a)「職工の保護について(一)」『救済研究』4巻5号、同(1916b)「職工の保護について(二)」『救済研究』4巻6号、同(1916c)「救済事業の趨勢(上)」『救済研究』4巻10号